

新旧対照表（案）

「大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱」の一部を次のように改正する。

下線部は追記・修正・削除箇所

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成27年4月1日</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 保育施設等の利用を希望する保護者は、「大阪市子どものための教育・保育給付支給認定に関する事務取扱要綱」に定める様式第2号「子どものための教育・保育給付保育認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」<u>（以下「利用調整申込書」という。）</u>を保健福祉センター所長に提出しなければならない。</p> <p>（利用調整）</p> <p>第3条 保健福祉センター所長は、法第20条第1項及び第3項に基づく支給認定を受けた保護者から前条に規定する利用調整申請があった場合、又は大阪市子ども・子育て支援法施行細則第5条の規定による支給認定申請と同時に保護者から同申請があった場合において、当該申請にかかる保育施設等が不足し、または不足するおそれがあるときその他必要と認められるときは、利用調整を行うものとする。</p> <p>2 保健福祉センター所長は、利用調整に必要な書類<u>（前条の規定により提出された利用調整申込書の添付書類を含む。）</u>について、保護者から提出を求め、必要があるときは、<u>補正の指示、</u>面接及び実地調査等を行うことができる。</p> <p>3 保健福祉センター所長は、第1項の規定による申請において保護者が本市外の保育施設等の利用を希望するときは、当該保育施設等が所在する市町村と保育施設等の利用について調整を行うものとする。</p> <p>第4条―第12条 （略）</p> <p>別表 保育利用調整基準 （略）</p>	<p style="text-align: center;">大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 平成27年4月1日</p> <p>第1条 （略）</p> <p>第2条 保育施設等の利用を希望する保護者は、「大阪市子どものための教育・保育給付支給認定に関する事務取扱要綱」に定める様式第2号「子どものための教育・保育給付保育認定申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」を保健福祉センター所長に提出しなければならない。</p> <p>（利用調整）</p> <p>第3条 保健福祉センター所長は、法第20条第1項及び第3項に基づく支給認定を受けた保護者から前条に規定する利用調整申請があった場合、又は大阪市子ども・子育て支援法施行細則第5条の規定による支給認定申請と同時に保護者から同申請があった場合において、当該申請にかかる保育施設等が不足し、または不足するおそれがあるときその他必要と認められるときは、利用調整を行うものとする。</p> <p>2 保健福祉センター所長は、利用調整に必要な書類について、保護者から提出を求め、必要があるときは、面接及び実地調査等を行うことができる。</p> <p>3 保健福祉センター所長は、第1項の規定による申請において保護者が本市外の保育施設等の利用を希望するときは、当該保育施設等が所在する市町村と保育施設等の利用について調整を行うものとする。</p> <p>第4条―第12条 （略）</p> <p>別表 保育利用調整基準 （略）</p>

## (1)基本点数表

事由 (保育の必要性)	基本 点数	父母(※1)が保育できない理由・状況
1. 就労 ※2	100	月160時間以上働いている。
	90	月120時間以上働いている。
	80	月96時間以上働いている。
	70	月64時間以上働いている。
	60	月48時間以上働いている。(内職を含む)
2. 就労内定 ※2	90	月160時間以上の仕事に内定している。
	80	月120時間以上の仕事に内定している。
	70	月96時間以上の仕事に内定している。
	60	月64時間以上の仕事に内定している。
	50	月48時間以上の仕事に内定している。(内職を含む)
3. 出産	40	母が出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。
4. 疾病など	100	疾病などにより、6か月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。
	70	疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
5. 障がい	100	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	90	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障がい者手帳4～6級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合。
6. 介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
	70	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。
7. 災害	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
8. 就学	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	40	職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。

## (1)基本点数表

事由 (保育の必要性)	基本 点数	父母(※1)が保育できない理由・状況
1. 就労	100	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いており、それに見合う収入がある。※2
	90	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	80	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	70	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。
	60	月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。(内職を含む)
2. 就労内定	90	月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。
	80	月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	70	月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している。
	60	月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。
	50	月48時間以上の仕事に内定している。(内職を含む)
3. 出産	40	母が出産予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び出産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する。
4. 疾病など	100	疾病などにより、6か月以上の期間入院または入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合。
	70	疾病などにより、常に安静を要するなど、保育が著しく困難な場合。
	50	疾病などにより、保育に支障がある場合。
5. 障がい	100	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	90	複数の障がい手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。
	80	身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合。
	60	身体障がい者手帳4～6級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合。
6. 介護・看護	90	臥床者・重症心身障がい児(者)の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難な場合。
	70	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ週24時間以上保育が困難な場合。
	50	病人や障がい者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、前2項目に該当しない範囲で保育に支障がある場合。
7. 災害	100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合。
8. 就学	60	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	40	職業訓練校、専門学校、大学等に、上記に該当しない範囲で就学している。
	30	職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。

9. ひとり親 ※2	100	ひとり親世帯等で、月64時間以上働いている。
	100	ひとり親世帯等で、 <u>月160時間以上の仕事に内定している。</u>
	90	ひとり親世帯等で、 <u>月64時間以上の仕事に内定している。又は月48時間以上働いている。</u>
	90	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	80	ひとり親世帯等で、 <u>月48時間以上の仕事に内定している。</u>
	70	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間未満の範囲で就学している。
	60	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。
	60	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。
10. 求職中 (利用期間は原則90日間とする)	60	生計中心者が失業し、求職中である場合。(申込時点より過去3か月以内)※3
	50	生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
	30	上記の世帯以外で、求職中である場合。
11. 市外在住	20	大阪市外に在住している場合。(転入予定者は除く。) ※4
12. 転所希望	※5	保育施設を利用している若しくは利用調整時点において保育施設に内定中であり、他の保育施設又は保育事業の利用を希望する場合。又は、保育事業を利用している若しくは利用調整時点において保育事業に内定中であり、他の保育事業の利用を希望する場合。(いずれも卒園児を除く。) ※7
13. その他	※6	障がい児や支援を要する児童など、児童福祉の観点から保育の必要性が高いとセンター所長が認める場合。

(備考)

- 1 別途定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。
- 2 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 3 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 4 ひとり親世帯等については、当該ひとり親等の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 5 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。
- 6 就労時間については、就労証明書に記載された就労実績(見込みである場合を含む。)の平均値により判断する。ただし、各月の就労実績間に著しい差がある場合その他これによりがたい事情が認められる場合は、当該事情を勘案した上で就労実績を踏まえて判断することができる。
- 7 利用調整時点(利用開始希望日が4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、別途定める時点)において、育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間により判断する。ただし、記載された就労実績が当該就労時間を明らかに上回る場合その他これによりがたい事情が認められる場合は、当該事情を勘案した上で就労実績を踏まえて判断することができる。
- 8 育児のための短時間勤務制度等を利用している場合であっても、労働契約上の本来の就労時間により判断する。

(注釈)

- ※1 (略)
- ※2 事由1、2及び9の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、利用調整時点において就労の事実が確認できない場合は、就労内定扱いとする。  
 なお、利用調整に必要な書類に不足がある場合(不備があり、保健福祉センター所長が指定する期日までに当該不備の補正が行われない場合を含む。)は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。

9. ひとり親	100	ひとり親世帯等で、 <u>月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いており、それに見合う収入がある。</u>
	100	ひとり親世帯等で、 <u>月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している。</u>
	90	ひとり親世帯等で、 <u>月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している。又は月48時間以上働いており、それに見合う収入がある。</u>
	90	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間以上就学している。
	80	ひとり親世帯等で、月48時間以上の仕事に内定している。
	70	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週16時間未満の範囲で就学している。
	60	ひとり親世帯等で、求職活動を行うことにより保育ができない場合。
	60	ひとり親世帯等で、職業訓練校、専門学校、大学等に就学予定である。
	10. 求職中 (利用期間は原則90日間とする)	60
50		生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合。
30		上記の世帯以外で、求職中である場合。
11. 市外在住	20	大阪市外に在住している場合。(転入予定者は除く。) ※4
12. 転所希望	※5	保育施設を利用している若しくは利用調整時点において保育施設に内定中であり、他の保育施設の利用を希望する場合。又は、保育事業を利用している若しくは利用調整時点において保育事業に内定中であり、他の保育事業の利用を希望する場合。(いずれも卒園児を除く。)
13. その他	※6	障がい児や支援を要する児童など、児童福祉の観点から保育の必要性が高いとセンター所長が認める場合。

(備考)

(新設)

- 1 父母が保育できない理由・状況に応じ、上の基本点数を設定する。
- 2 父母それぞれの基本点数の合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 3 ひとり親世帯等については、当該ひとり親等の基本点数と100点との合算を、利用申込み児童の基本点数とする。
- 4 父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の要件を採用する。  
(新設)
- 5 利用調整時点において育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。
- 6 育児のための短時間勤務制度等を利用している場合であっても、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

(注釈)

- ※1 (略)
- ※2 事由1、2及び9の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。  
 なお、ここでいう「見合う収入」とは、就労証明書等に記載された就労日数・時間数及び給与単価から計算される金額と同等額の収入を指す。見合う収入に満たない場合は、最低賃金を用いて算

※3-※6 (略)

※7 令和8年3月31日までに保育施設の利用を開始した児童の転所希望に係る本項目の取扱いについては、なお従前の例による。

(削除)

(2) 調整指数表  
(略)

(備考)

別途定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(注釈) (略)

(3) 順位表

1	要件間の優先順位(①～⑪の順)①災害 ②就労 ③就労内定 ④ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑤疾病 ⑥障がい ⑦介護・看護 ⑧就学 ⑨出産 ⑩求職中 ⑪市外在住
2	祖父母等又は20歳以上のおじ・おば・きょうだい(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと。
3	当該保育施設又は保育事業の希望順位が高いもの。
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯。
5	利用開始希望日の前々年度10月1日に出生しておらず、前年度4月1日以前より本市内に居住していた児童であって、利用開始希望日の前年度の年度途中(10月利用開始分まで)より利用申込を行っているものの保育施設又は保育事業の利用に関する内定を一度も受けていないもの。
6	経済的状況(合計所得金額(基準日が1月～8月の場合は前々年、9月～12月の場合は前年の合計所得金額)の低い世帯を優先する)

様式第1号 (略)

様式第2号 (略)

出した就労日数等により基本点数を判断する。

保育の必要性を証明する書類に不足がある場合は、各事由の最低点数をもって基本点数とする。

利用調整時点(利用開始希望日が4月1日の利用申込みにかかる利用調整においては、別途定める日時点)において就労の事実が確認できない場合は、就労内定扱いとする。

※3-※6 (略)  
(新設)

特に定めのある場合を除き、利用開始希望日を基準日とする。

(2) 調整指数表  
(略)

(新設)

(注釈) (略)

(3) 順位表

1	要件間の優先順位(①～⑫の順)①災害 ②就労(三親等以内の親族以外からの雇用) ③就労(三親等以内の親族からの雇用) ④就労内定 ⑤ひとり親・生活保護世帯の求職 ⑥疾病 ⑦障がい ⑧介護・看護 ⑨就学 ⑩出産 ⑪求職中 ⑫市外在住 ※三親等以内の親族には配偶者を含む
2	祖父母等又は20歳以上のおじ・おば・きょうだい(介護・看護の対象でないもの)と同居していないこと。
3	当該保育施設又は保育事業の希望順位が高いもの。
4	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯。
5	利用開始希望日の前々年度10月1日に出生しておらず、前年度4月1日以前より本市内に居住していた児童であって、利用開始希望日の前年度の年度途中(10月利用開始分まで)より利用申込を行っているものの保育施設又は保育事業の利用に関する内定を一度も受けていないもの。
6	経済的状況(合計所得金額(基準日が1月～8月の場合は前々年、9月～12月の場合は前年の合計所得金額)の低い世帯を優先する)

様式第1号 (略)

様式第2号 (略)

附則 この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

2 令和8年3月31日までに利用を開始するための児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定による保育施設等(保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業(法第29条第1項の確認を受けたものに限る。))をいう。)の利用にかかる調整については、なお従前の例による。